

令和6年度原子力防災訓練に係る広報（第8報）

これは訓練です。

本日、午前8時30分から鹿児島県原子力防災訓練の2日目を開始します。
住民の皆様方の御理解・御協力をお願いします。

令和6年度原子力防災訓練に係る広報（第9報）

これは訓練です。

第3回県災害対策本部会議の結果等についてお知らせします。

1 環境放射線モニタリング結果に異常はありません。

2 防護措置の実施状況等を次のとおり確認しました。

- ① 15日未明に、PAZの施設敷地緊急事態要避難者の姶良市への避難が完了したこと。
- ② 避難の実施により健康リスクが高まる方は、近傍の放射線防護対策施設で屋内退避を継続していること。
- ③ PAZの住民（施設敷地緊急事態要避難者を除く）は避難の準備を、UPZの住民は、屋内退避の準備を開始していること。
- ④ 県及び関係市町は、事態の進展に備え、全面緊急事態における防護措置に向けた準備を行うこと。

今後も隨時情報をお知らせしますので、お住まいの市や町の指示に従い、落ち着いて行動してください。

令和6年度原子力防災訓練に係る広報（第10報）

これは訓練です。

川内原子力発電所1号機は、午前9時31分、余熱除去ポンプ故障停止により、全ての非常用炉心冷却装置（E C C S）による注入が不能となりました。

これは、原子力災害対策特別措置法第15条に該当する事象であり、また、原子力災害対策指針に定める全面緊急事態に該当する事象です。

のことから、午前10時50分、内閣総理大臣から「原子力緊急事態宣言」が発出されました。併せて、防護措置に係る指示がありました。

指示の内容は以下のとおりです。

- ① P A Z の住民及び一時滞在者は、避難の準備が整った段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、安全な形で避難できる準備が整うまで屋内退避を継続すること。
- ② U P Z の住民及び一時滞在者は、屋内退避すること。
- ③ 屋内退避にあたって、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、安全な近隣の指定避難所等において屋内退避等すること。
- ④ P A Z 及びU P Z の住民、一時滞在者等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

県では、国の指示を受けて、知事メッセージを発出し、P A Z の住民の避難、U P Z の住民の屋内退避をお願いしました。

「避難」または「屋内退避」をする際の注意点については、以下のとおりです。

1 避難の際は

- ① 放射性物質を体内に吸い込まないようにするために、マスクをしたり、タオルやハンカチで口や鼻を覆ってください。
- ② 自家用車がある場合には、自家用車を利用して指定された避難所に避難してください。
- ③ 自家用車がない場合や自家用車を使用できない場合には、近所の方の車に同乗するか、指定された集合場所に集合し、用意されたバスなどで避難してください。
- ④ 避難所へは、お住まいの市や町から指示される避難経路を通って移動してください。

2 屋内退避の際は

- ① 屋外にいた方は速やかに、自宅や職場、近くの公共施設などの屋内に入ってください。地震による家屋の損壊等により自宅での屋内退避が困難な場合は、安全な近隣の指定避難所等で屋内退避をしてください。
- ② 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないでください。
- ③ 原則として外出はしないでください。
- ④ 外にいた方は、屋内に入ったら着替えて顔や手足を洗い、うがいをしてください。着替えた衣服は、ビニール袋に入れ、袋の口をしっかりと閉めてください。
- ⑤ 全ての窓、扉等を閉めるとともに、換気扇を止めて、屋内への外気の流入を防いでください。

今後も隨時情報をお知らせしますので、防災行政無線、ラジオ、テレビ、エリアメール、原子力防災アプリ等からの情報に十分注意しながら、お住まいの市や町の指示に従い、落ち着いて行動してください。

令和6年度原子力防災訓練に係る広報（第11報）

これは訓練です。

第4回県災害対策本部会議の結果等をお知らせします。

1 全面緊急事態に至ったことを受け、以下のとおり防護措置の実施方針が示されました。

- ① P A Z の住民は、姶良市へ原則自家用車で避難し、自家用車での避難が困難な場合はバスを使用してください。安定ヨウ素剤を携行していない方は、集合場所において配布を受けてください。
- ② 避難の実施により健康リスクが高まる方は、引き続き放射線防護対策を講じた屋内退避施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避をしてください。
- ③ U P Z (発電所から 5km ~ 30km 圏) の住民及び帰宅等が困難な一時滞在者は屋内退避してください。

2 緊急時モニタリングの状況については、空間放射線量の値に異常はありません。

今後も隨時情報をお知らせしますので、防災行政無線、ラジオ、テレビ、エリアメール、原子力防災アプリ等からの情報に十分注意しながら、お住まいの市や町の指示に従い、落ち着いて行動してください。

令和6年度原子力防災訓練に係る広報（第12報）

これは訓練です。

緊急時モニタリングの結果、薩摩川内市隈之城地区などにおいて、空間放射線量率が継続して毎時 20 マイクロシーベルトを超えている状況です。

これは、1日以内に区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施する必要のある「O I L 2」に該当するため、国から以下のとおり指示がありました。

- ① 薩摩川内市隈之城地区、いちき串木野市川上地区、旭地区、生福地区、冠岳地区、上名地区の住民は、一時移転の準備が整った段階で、一週間程度内に一時移転すること。また、一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。
- ② 上記①の地区的地域生産物の摂取を控えること。
- ③ 上記①の地区的住民等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

一時移転にあたっては、お住まいの市の指示に従い、落ち着いて行動してください。

今後も隨時情報をお知らせしますので、防災行政無線、ラジオ、テレビ、エリアメール、原子力防災アプリ等からの情報に十分注意しながら、落ち着いて行動してください。

令和6年度原子力防災訓練に係る広報（第13報）

これは訓練です。
第N回県災害対策本部会議の結果等をお知らせします。

一時移転等の指示を受け、以下のとおり防護措置の実施方針が示されました。

- ① 薩摩川内市隈之城地区の住民は姶良市へ、いちき串木野市川上地区、旭地区、生福地区、冠岳地区、上名地区の住民は霧島市へ、原則自家用車で一時移転することとし、自家用車での一時移転が困難な場合はバスを使用すること。
- ② 一時移転に当たっては、避難退域時検査を受けるとともに安定ヨウ素剤の配布を受けること。

一時移転は対象地域の方のみが1週間程度かけて行うこととし、対象地域以外の方は落ち着いて屋内退避を続けるようお願いします。

UPZの皆様におかれでは、お住まいの市や町の指示に従い、落ち着いて行動してください。

令和6年度原子力防災訓練に係る広報（第14報）

これは訓練です。
一時移転に当たって、避難退域時検査場所及び安定ヨウ素剤の緊急配布場所についてお知らせします。

- 避難退域時検査場所及び安定ヨウ素剤の緊急配布場所
・鹿児島県森林技術総合センター

令和6年度原子力防災訓練に係る広報（第15報）

これは訓練です。

本日、午前8時30分から実施していた鹿児島県原子力防災訓練は、午後5時30分に終了しました。

住民の皆様方の御理解・御協力に感謝いたします。

明日3日目（16日）の訓練は、午前8時30分から開始します。

令和6年度原子力防災訓練に係る広報（第16報）

これは訓練です。

本日、午前8時30分から鹿児島県原子力防災訓練の3日目を開始します。

住民の皆様方の御理解・御協力をお願いします。

令和6年度原子力防災訓練に係る広報（第17報）

これは訓練です。

本日、午前8時30分から実施していた鹿児島県原子力防災訓練の3日目は、午後5時に終了し、3日間にわたる令和6年度原子力防災訓練が終了しました。

住民の皆様方の御理解・御協力に感謝いたします。